

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 8 月 7 日
【会社名】	日工株式会社
【英訳名】	NIKKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 辻 勝
【本店の所在の場所】	兵庫県明石市大久保町江井島1013番地の 1
【電話番号】	(078)947-3141
【事務連絡者氏名】	常務取締役 財務本部長 藤井 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台三丁目 4 番 2 号 (日専連朝日生命ビル 5 階) 日工株式会社 事業本部
【電話番号】	(03)5298-6701
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 事業本部長 中山 知巳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 251,101,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	85,700株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数100株

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の役職員が株主の皆さまと同じ目線で、全社一丸となり企業価値の継続的向上につなげることを目的として、2019年5月10日開催の当社取締役会において導入することが決議された「譲渡制限付株式付与制度」（以下、「本制度」といいます。）に基づき、2019年8月7日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の処分は、本制度に基づき、2019年9月3日から2022年9月2日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社グループの役職員857名（当社の取締役及び監査役を除き、以下、「割当対象者」といいます。）に対して支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付させることにより、自己株式の処分の方法によって行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

2019年9月3日～2022年9月2日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他の一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（定年等）がある場合を除き、本割当株式の全部について、当該退任又は退職の時点をもって当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち本譲渡制限期間が満了した時点において、本譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当該期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

譲渡制限の解除

割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部についての本譲渡制限を解除します。ただし、割当対象者が当社取締役会が正当と認める理由（定年等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該退任又は、退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総数（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	85,700株	251,101,000	
一般募集			
計（総発行株式）	85,700株	251,101,000	

(注) 1. 第1【募集要項】1【新規発行株式】(注)1.「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社グループの役職員に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、当社グループの役職員に対する2019年9月3日から2022年9月2日までの期間までに係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社グループの役職員 857名	85,700株	251,101,000円	2019年9月3日から2022年9月2日まで期間分として

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,930		100株	2019年9月2日		2019年9月3日

(注) 1. 第1【募集要項】1【新規発行株式】(注)1.「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を当社グループの役職員に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4. 本自己株式処分は、本制度に基づき、当社グループの役職員に対する、2019年9月3日から2022年9月2日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日工株式会社 法務課	兵庫県明石市大久保町江井島1013番地の1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
	1,500,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第156期）（以下、「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年8月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年8月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第156期）の提出日以後、本有価証券届出書（2019年8月7日）までの間において、以下の臨時報告書（臨時報告書の訂正報告書を含む）を提出しております。

2019年6月24日 関東財務局長に提出の臨時報告書

1 [提出理由]

2019年6月21日開催の当社第156期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第156期剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額 229,902,930円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、西川貴久、辻勝、桜井裕之、藤井博、衣笠敏文、永原憲章、湯浅勉、中山知巳を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、貞苅茂、大田直樹、福井剛を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、岸健次を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	57,389	1,569	0	(注) 1	可決（90.13％）
第2号議案 取締役8名選任の件					
西川 貴久	54,252	4,706	0		可決（85.21％）
辻 勝	54,253	4,705	0		可決（85.21％）
桜井 裕之	52,627	1,789	0	(注) 2	可決（82.65％）
藤井 博	52,625	1,791	0		可決（82.65％）
衣笠 敏文	52,627	1,789	0		可決（82.65％）
永原 憲章	49,960	4,456	0		可決（78.46％）
湯浅 勉	52,602	1,814	0		可決（82.61％）
中山 知巳	54,135	281	0		可決（85.02％）
第3号議案 監査役3名選任の件					
貞苅 茂	41,349	13,067	0	(注) 2	可決（64.94％）
大田 直樹	54,400	16	0		可決（85.44％）
福井 剛	54,400	16	0		可決（85.44％）
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 2	
岸 健次	52,205	2,211	0		可決（81.99％）

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 無効の議決権の数は、議決権行使合計個数に含んでいます。

4. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日午後5時までの議決権行使書面提出分および当日出席の全ての株主分）に対する、議決権行使書面提出分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できた賛成数の割合であります。

5. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち当社が賛否の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

2019年6月25日 関東財務局長に提出の臨時報告書の訂正報告書

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

2019年6月24日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしましたが、一部訂正すべき事項がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正事項]

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果の表の「賛成（個）」及び「決議の結果及び賛成割合（％）」欄を訂正いたします。

3 [訂正内容]

訂正箇所は____を付しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	57,389	1,569	0	(注) 1	可決 (90.13%)
第2号議案 取締役8名選任の件					
西川 貴久	54,252	4,706	0		可決 (85.21%)
辻 勝	54,253	4,705	0		可決 (85.21%)
桜井 裕之	<u>52,627</u>	1,789	0	(注) 2	可決 (<u>82.65%</u>)
藤井 博	<u>52,625</u>	1,791	0		可決 (<u>82.65%</u>)
衣笠 敏文	<u>52,627</u>	1,789	0		可決 (<u>82.65%</u>)
永原 憲章	<u>49,960</u>	4,456	0		可決 (<u>78.46%</u>)
湯浅 勉	<u>52,602</u>	1,814	0		可決 (<u>82.61%</u>)
中山 知巳	<u>54,135</u>	281	0		可決 (<u>85.02%</u>)
第3号議案 監査役3名選任の件					
貞苅 茂	<u>41,349</u>	13,067	0	(注) 2	可決 (<u>64.94%</u>)
大田 直樹	<u>54,400</u>	16	0		可決 (<u>85.44%</u>)
福井 剛	<u>54,400</u>	16	0		可決 (<u>85.44%</u>)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 2	
岸 健次	<u>52,205</u>	2,211	0		可決 (<u>81.99%</u>)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 無効の議決権の数は、議決権行使合計個数に含んでいます。

4. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日午後5時までの議決権行使書面提出分および当日出席の全ての株主分）に対する、議決権行使書面提出分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できた賛成数の割合であります。

5. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち当社が賛否の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	57,389	1,569	0	(注) 1	可決 (90.13%)
第2号議案 取締役8名選任の件					
西川 貴久	54,252	4,706	0		可決 (85.21%)
辻 勝	54,253	4,705	0		可決 (85.21%)
桜井 裕之	<u>57,169</u>	1,789	0	(注) 2	可決 (<u>89.79%</u>)
藤井 博	<u>57,167</u>	1,791	0		可決 (<u>89.78%</u>)
衣笠 敏文	<u>57,169</u>	1,789	0		可決 (<u>89.79%</u>)
永原 憲章	<u>54,502</u>	4,456	0		可決 (<u>85.60%</u>)
湯浅 勉	<u>57,144</u>	1,814	0		可決 (<u>89.75%</u>)
中山 知巳	<u>58,677</u>	281	0		可決 (<u>92.16%</u>)
第3号議案 監査役3名選任の件					
貞苅 茂	<u>45,891</u>	13,067	0	(注) 2	可決 (<u>72.07%</u>)
大田 直樹	<u>58,942</u>	16	0		可決 (<u>92.57%</u>)
福井 剛	<u>58,942</u>	16	0		可決 (<u>92.57%</u>)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 2	
岸 健次	<u>56,747</u>	2,211	0		可決 (<u>89.12%</u>)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 無効の議決権の数は、議決権行使合計個数に含んでいます。

4. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日午後5時までの議決権行使書面提出分および当日出席の全ての株主分）に対する、議決権行使書面提出分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できた賛成数の割合であります。

5. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち当社が賛否の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

3 最近の業績の概要

2019年8月7日に当社が公表した2020年3月期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）の四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、この四半期連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査及び四半期レビューを受けておりません。

四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2019年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,347	11,188
受取手形及び売掛金	10,731	9,712
電子記録債権	1,628	1,310
商品及び製品	1,190	1,209
仕掛品	3,903	4,810
原材料及び貯蔵品	933	1,114
未収消費税等	209	-
その他	453	342
貸倒引当金	7	9
流動資産合計	29,390	29,678
固定資産		
有形固定資産	6,507	6,620
無形固定資産	418	406
投資その他の資産		
投資有価証券	5,976	5,709
出資金	11	11
長期貸付金	6	11
繰延税金資産	576	639
その他	1,234	1,170
貸倒引当金	152	150
投資その他の資産合計	7,652	7,392
固定資産合計	14,578	14,420
資産合計	43,969	44,099

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,270	2,279
電子記録債務	938	984
短期借入金	1,532	1,400
未払法人税等	421	216
未払金	3,022	3,129
賞与引当金	412	127
役員賞与引当金	52	3
受注損失引当金	35	26
その他	2,095	3,033
流動負債合計	10,781	11,200
固定負債		
長期借入金	186	178
繰延税金負債	98	6
役員退職慰労引当金	135	129
退職給付に係る負債	2,010	2,033
その他	342	339
固定負債合計	2,773	2,686
負債合計	13,554	13,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,197	9,197
資本剰余金	7,808	7,808
利益剰余金	12,049	12,089
自己株式	576	576
株主資本合計	28,478	28,518
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,010	1,830
為替換算調整勘定	163	97
退職給付に係る調整累計額	238	234
その他の包括利益累計額合計	1,935	1,692
純資産合計	30,414	30,211
負債純資産合計	43,969	44,099

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上高	5,415	8,001
売上原価	3,798	5,838
売上総利益	1,617	2,163
販売費及び一般管理費	1,644	1,886
営業利益又は営業損失()	26	276
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	112	105
その他	21	17
営業外収益合計	134	123
営業外費用		
支払利息	10	17
為替差損	3	14
損害賠償金	4	3
その他	1	2
営業外費用合計	20	37
経常利益	87	361
特別利益		
投資有価証券売却益	114	68
特別利益合計	114	68
税金等調整前四半期純利益	201	430
法人税、住民税及び事業税	137	246
法人税等調整額	66	86
法人税等合計	71	160
四半期純利益	130	270
親会社株主に帰属する四半期純利益	130	270

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期純利益	130	270
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	95	179
為替換算調整勘定	47	66
退職給付に係る調整額	1	3
その他の包括利益合計	140	242
四半期包括利益	9	27
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9	27

（ 3 ） 四半期連結財務諸表に関する注記事項

（ 継続企業の前提に関する注記 ）

該当事項はありません。

（ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 ）

該当事項はありません。

（ 会計方針の変更 ）

該当事項はありません。

（ 追加情報 ）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第156期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月24日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月21日

日工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 靖英 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日工株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日工株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日工株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日工株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

日工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 靖英 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日工株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第156期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日工株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。